

## 委員会提出議案第6号

### 学校生活における子どもたちの安心と安全を確保するよう求める意見書

文部科学省は、4月19日に「福島県内の学校等の校舎・校庭等の利用判断における暫定的考え方について」を福島県教育委員会等に通知しましたが、これによると放射線の被ばく線量について「児童生徒等が学校に通える地域においては、非常事態収束後の参考レベルの年間1～20ミリシーベルトを学校の校舎・校庭等の利用判断における暫定的な目安とする」とされており、従前の一般公衆の線量限度（年間1ミリシーベルト）の最大20倍までを許容するというものでした。

その後、福島県内の保護者等からの不安の声を受け、通知はありつつも高木義明文部科学大臣は、5月27日に「福島県内における児童生徒等が学校等において受ける線量低減に向けた当面の対応について」を公表し、この中で「今年度、学校において児童生徒等が受ける線量について、当面、年間1ミリシーベルト以下を目指す」としました。

このような中、さいたま市を含め、子どもたちが安心して学校生活を送ることのできる環境を願う保護者等からの要望に応じて、独自に放射線量の測定を実施する地方自治体の動きが広がりを見せています。

よって、国においては、次代を担う子どもたちの健康を守るための情報を正しく伝え、安心して学校生活を送ることのできる環境を確保するため、国際放射線防護委員会の基準を考慮のもとに国内における安全確保のため、基準を早急に明示することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年7月1日提出

さいたま市議会文教委員会  
委員長 野 呂 多美子